

第 10 号議案

足立区組織条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区組織条例の一部を改正する条例

足立区組織条例（昭和 52 年足立区条例第 5 号）の一部を次のように  
改正する。

第 2 条の表地域のちから推進部の部中 6 の項を削り、7 の項を 6 の項  
とし、8 の項を 7 の項とし、9 の項を 8 の項とする。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

組織改正に伴い、部の分掌事務を改める必要があるので、この条例案  
を提出いたします。